

受付番号 第 号
2014年3月25日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号2番 答弁者 市長

質問事項 公共施設の下水未接続を放置してよいのか

《質問要旨》

公共下水道の整備にともなって、下水道の対象区域が広がっている。

下水道法及び山県市下水道条例は、公共下水道の供用が開始された場合、「3年以内に下水へ接続すること」を義務付けている。そこで、市民に3年以内に接続するようチラシも配布している。

他方で、「公共下水道エリア」における山県市の公共施設の浄化槽9件は、地域の下水供用開始後「4年から6年」経過しても接続していない。

この未接続問題について、昨年12月議会の一般質問で「下水道法及び山県市下水道条例に違反している」と私が見解を尋ねたところ、市長は「未接続は適切ではない」、副市長は「未接続の状況は適当でない」との旨を答弁した。

1. それにもかかわらず、今回の3月議会に提案されている新年度予算では、ごく一部しか接続が予定されていない。小規模な6施設だけであり、浄化処理予定人員で見れば、約1600人のうち1/4程度、約400人分だけである。

自治体が違法な状態を放置してよいと考えているのか。

2. 下水未接続の9施設の維持費は年間986万円、下水に接続したときの下水使用料予測は526万9千円だから、未接続によって毎年459万1千円の損害が市に発生している。4年以上未接続である施設の損害合計額は1341万4千円にもなる。

新年度予算では、市民税の歳入増を見込み、借金である起債残高は大幅に減少するとされ、市長の提案説明では「積極的な予算編成に努めた」と表明された。

すなわち、財政的には、本件の浄化槽撤去を含む接続予算を組むことが容易にできたのは明らかだ。

しかも、12月議会で一般質問されたから「未接続を知らなかった」との言い訳は通らない。議会答弁でも「未接続は適切ではない」としたのだから、市長の故意・過失責任は格段に重くなった。

未接続状態を放置する今回の予算案は、山県市の損害を増やし続けることである。速やかな接続措置を決定しなかった市長は、個人としてこの損害を賠償するつもりはあるのか。

以上